

第19回気候変動枠組条約締約国会議（COP19 2013年11月）の内容報告

- 2020年度の我が国の温室効果ガス削減目標として、従来の「1990年度比▲25%」から「2005年度比▲3.8%」に修正。ただし、これは原子力発電による温室効果ガスの削減効果を含めずに設定した現時点での目標。今後、エネルギー政策やエネルギーミックスの検討の進展を踏まえて見直し、確定的な目標を設定。
- 我が国が目指す2020年以降における全ての国に適用される将来の法的枠組については、
 - ① 全ての国が自主的に決定する約束のための国内準備を開始し、COP21（2015年・パリ）までに十分な時間的余裕をもって案を示すこと
 - ② 約束案を示す際に提供する情報については、COP20（2014年・リマ）で特定すること 等が決定。

エネルギー基本計画（2010年6月閣議決定）の見直しについて

- 東日本大震災や福島第一原発事故に伴うエネルギー情勢の変化を踏まえ、現行計画の見直しを検討。
- 「エネルギー基本計画（案）」（2014年2月25日・経済産業省）における国交省関連の記述例として、
【省エネルギー対策の強化（例）】
 - ◆ 次世代自動車（※）について、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指す。
（※）ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車 等
 - ◆ 新築の住宅・建築物について、規制の必要性や程度、バランス等を十分勘案しながら、2020年までに省エネルギー基準への段階的な適合義務化を図る。また、2030年までに平均でゼロエネルギー住宅・建築物の実現を目指す。
- 【再生可能エネルギー等の導入加速（例）】
 - ◆ 小水力発電については、既に許可を受けた農業用水等を利用した発電について、河川法の改正による登録制の導入により水利権手続の簡素化・円滑化が図られたところであり、今後、積極的な導入の拡大を目指す。
 - ◆ 下水汚泥などによる都市型バイオマスの利用を進める。
 - ◆ 水素社会の実現に向け、水素の製造から貯蔵・輸送、利用に関わる技術は今から着実に進めていく。